

こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定について

1 当制度について

- ・こども誰でも通園制度は、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とします。
- ・保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を月一定時間まで利用できる制度です。

2 条例及び規則の制定について

- ・当制度は市町村が事業所の認可権者となるため、児童福祉法の規定により、市町村は国の設備及び運営についての認可基準（人員や面積等）をもとに条例を定める必要があります。
- ・条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等は条例に規定し、技術的、細目的な事項については規則に規定する形とします。
- ・国基準の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであることから、従うべき基準と参酌すべき基準のいずれについても、国の基準のとおり規定することとします。

(1) 国基準（内閣府令）に「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」について

類型	類型的説明
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。 異なる内容を定めることは許容されないが、基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。 「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

(2) 認可基準に係る内閣府令 従うべき基準と参酌すべき基準の一覧

条	項目名	概要	基準	
			従うべき	参酌すべき
1	趣旨	-	-	-
2	最低基準の目的	・利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		○
3	最低基準の向上	・市町村長は事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 ・市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。		○
4	最低基準と事業者	・事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上すること。		○

条例に規定

条	項目名	概要	基準		
			従うべき	参酌すべき	
5	事業者の一般原則	全 6 項目 ・利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して運営を行うこと。 ・提供するサービスの質について自己評価及び改善を行うこと。 ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表するよう努めること。など		○	条例に規定
6	事業者と非常災害	・非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めること。 ・少なくとも月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行うこと。		○	
7	安全計画の策定等	全 4 項目 ・事業者は、事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じること。など	○		規則に規定
8	自動車を運行する際の所在の確認	・事業者は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車・降車の際に、点呼その他の方法により利用乳幼児の所在を確認すること。など	○		
9	職員の一般的条件	・事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。		○	
10	職員の知識及び技能の向上	・事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。 ・事業者は職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保すること。		○	
11	社会福祉施設等を併設するときの設備及び職員の基準	・事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該乳児等通園事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	○		
12	平等の原則	・事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	○		
13	虐待等の防止	・事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為（身体・心理的外傷を与える行為）その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	○		
14	衛生管理等	全 3 項目 ・事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めること。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めること。 など		○	

条	項目名	概要	基準	
			従うべき	参酌すべき
15	食事	・事業者は、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	○	
16	事業所内部の規程	・事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規定（全 11 項目）を定めること。 ・提供する乳児等通園支援の内容 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額 ・緊急時等における対応方法 など		○
17	事業所に備える帳簿	・事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。		○
18	秘密保持等	・事業所の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らさないこと。	○	
19	苦情への対応	・事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。 ・事業者は、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。		○
20	事業の区分	・2 種類の事業区分とし、「一般型」及び「余裕活用型」とする。 ※「一般型」は、保育所等の定員とは別に当該制度の定員を設けて受入れを行い、「余裕活用型」は、保育所等の利用児童数が定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う。	○	
21	設備の基準	全 8 項目 一般型を行う事業所の設備について、 ・乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 ・乳児室の面積は、1 人につき 1.65 m ² 以上であること。 など	○	
22	職員	・一般型を行う事業所には、保育士その他従事する職員として市町村長が指定する研修を修了した者を置くこと。 ・従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型を実施する事業所一つにつき 2 人を下ることはできない。 など	○	

規則に規定

条	項目名	概要	基準	
			従うべき	参酌すべき
23	支援の内容	・一般型を行う事業所における乳児等通園支援は、内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供すること。	○	
24	保護者との連絡	・一般型を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めること。		○
25	設備及び職員の基準	・余裕活用型を行う事業所の設備及び職員の基準は、施設類型基準に定めるところによる。(保育所、小規模保育事業等)	○	
26	準用	・第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型について準用する。		○
27	電磁的記録	・事業者及びその職員は、記録、作成等のうち、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。		○
附則 1	施行期日	－	－	－
附則 2	経過措置	－	－	－

規則に規定